

社会福祉法人志木市社会福祉協議会事務局組織規程

平成11年3月23日  
規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条第3項に基づき、本会の事務局の組織及び職員その他について、必要な事項を定めるものとする。

(事務局組織、所掌事務)

第2条 事務局の組織、所掌する事務は、別表のとおりとする。

(事務局長、課長等の職、職務等)

第3条 次の表の左欄に掲げる事務局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職名を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
事務局	事務局長	上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
課	課長	上司の命を受け、グループの事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる事務局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職名を置き、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
事務局	事務局次長	事務局長を助け、事務局の事務を調整する。
課	主幹 グループリーダー 所長 館長	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

3 前項の職名の欄中、グループリーダー、所長及び館長は、次のとおりの職とする。

(1) グループリーダーは、総務・地域福祉グループと施設管理グループにおける職名とする。

(2) 所長は、福祉センター、第二福祉センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所、障がい者通所施設、地域活動支援センター、児童センター、宗岡子育て支援センター、放課後子ども教室・学童保育クラブにおける職名とする。

(3) 館長は、総合福祉センター、宗岡第二公民館における職名とする。

3 第2項及び第3項に定めるもののほか、法令等に特別の定めがあるものについては、その職名を用い又はその職名と併せて用いることができる。

(主査等の職、職務等)

第4条 前条に定めるもののほか、必要に応じて主査、主任、主事、その他必要な職を置

く。

2 主査は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、職員の担任する事務を監督する。

3 主任は、上司の命を受け、事務又は技術で相当困難なものに従事する。

4 主事、その他必要な職にある者は、上司の命を受け、当該事務又は技術に従事する。

(職務の代行)

第5条 事務局長に事故ある場合において、特に事務取扱者を命じないときは、あらかじめ上司の指名する職員が、事務局の職務を代行する。ただし、重要かつ異例な事務については上司の指揮を受けなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人志木市社会福祉協議会事務局組織規則（昭和59年12月1日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

別表(第2条関係)

課	グループ及び事業所名	担当業務内容	
地域福祉課	総務・	総務担当	法人運営に関する事項
	地域福祉 グループ	地域福祉担当	地域福祉、ボランティア・福祉教育、 在宅福祉、共同募金に関する事項
	施設管理 グループ	総合福祉センター	総合福祉センターに関する事項
		宗岡第二公民館	宗岡第二公民館に関する事項
		福祉センター	福祉センターに関する事項
		第二福祉センター	第二福祉センターに関する事項
	長寿えがお課	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業に関する事項
訪問介護事業所		訪問介護事業に関する事項	
地域包括支援センター柏の杜		地域包括支援センター柏の杜に関する 事項	
地域包括支援センター館・幸町		地域包括支援センター館・幸町に関する 事項	
障がい福祉課	相談支援事業所	福祉総合相談、障がい者等相談支援事 業、福祉サービス利用援助、法人後見 事業に関する事項	
	障がい者通所施設	多機能型事業所（生活介護・就労継続 支援B型）に関する事項	
	地域活動支援センター	地域活動支援センターに関する事項	
こども未来課	児童センター	児童センターに関する事項	
	宗岡子育て支援センター	宗岡子育て支援センターに関する事項	
	放課後子ども教室・学童保育ク ラブ	放課後子ども教室・学童保育クラブに 関する事項	